

登校許可に関する意見書

令和 年 月 日

千葉県立多古高等学校長 様

第 学年 組 番

生徒氏名

上記の者、下記疾病はほぼ治癒し、他への感染のおそれなく、登校しても差し支えないものと認めます。

記

1 疾患名 _____

2 療養期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

医療機関

医師氏名 _____ 印

●学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条）

第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻しん 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症

保護者の方へ

① 記入上の注意事項

「登校許可に関する意見書」は原則、医療機関で記入してもらってください。

ただし、インフルエンザに限り保護者の記入に代えることができます。その場合は、医師名の欄を保護者名とし、署名捺印してください。また、インフルエンザとわかる処方箋又は薬剤の説明書等のコピーを添付してください。

② インフルエンザの出席停止期間の基準

発症日（高熱などの症状が出た日）の翌日を1日目として5日目まで。

かつ、熱が下がった翌日から2日経過。

つまり、発症日を含めると最低でも6日間が出席停止期間となります。

医師の指示以外で、この期間よりも早く登校することのないようご注意ください。

(例) 12月1日が発症日の場合

出席停止期間	12月1日	12月2日	12月3日	12月4日	12月5日	12月6日
	【発症】	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
			【解熱】	1日目	2日目	

出席停止期間	12月1日	12月2日	12月3日	12月4日	12月5日	12月6日
	【発症】	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
				【解熱】	1日目	2日目

※解熱が4日目以降になると出席停止期間は延長していきます。

出席停止期間	12月1日	12月2日	12月3日	12月4日	12月5日	12月6日	12月7日
	【発症】	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	
					【解熱】	1日目	2日目

出席停止期間	12月1日	12月2日	12月3日	12月4日	12月5日	12月6日	12月7日	12月8日
	【発症】	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
						【解熱】	1日目	2日目